氏名川島正樹

学位(専攻分野) 博 士 (文 学)

学位記番号 論文博第 505 号

学位授与の日付 平成 18年3月23日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 地域闘争とアメリカ社会

——市民権運動史序説

(主 查) 論文調查委員 教授紀平英作 教授永井 和 教授杉本淑彦

論文内容の要旨

本論文は、1950年代後半から60年代にかけてアメリカ合衆国南部を中心に高揚したアフリカ系アメリカ人の差別撤廃を求めた市民権運動(Civil Rights Movement)を、各地域を中心に展開した一連の地域闘争の集合体として捉え、個々の地域にみられた争いの経緯を詳細に叙述することを通して、運動全体の統合的な歴史像の提示を目指している。取り上げるのは、1950年代後半から60年代半ばまで合衆国南部の都市部あるいは農村部で展開した重要な運動、とくにアラバマ州モントゴメリー、ジョージア州アトランタ、アーカンソー州リトルロック、ジョージア州オールバニー、ミシシッピ州の主にデルタ地方、そしてアラバマ州バーミングハム市での運動である。さらに論文の後半では、1965年投票権法成立後、マーチン・ルーサー・キング・ジュニアが新たな活動の場として選んだイリノイ州シカゴでの運動、および法廷闘争として1980年代半ばまで続いたマサチューセッツ州ボストンでのバス通学をめぐる論争にも論及する。なお、いずれの地域の叙述においても、運動が高揚した時期ばかりか、今日までを視野に入れて、地域にみられた市民権運動後の人種関係のあり方にも言及する。

本論は三部構成をとる。第 I 部(第 1 ・ 2 ・ 3 章)では第二次世界大戦を契機とした南部地域社会,とりわけ黒人コミュニティの意識変容を分析する。加えて大戦後,伝統的「孤立主義」を棄却し世界大国としての対外戦略から,国内市民権問題に関しても積極的に介入しはじめた,いわば「上から」の新たな連邦エリートらによる政策転換を確認する。その 2 つの要素が,1950年代半ば以降,南部各地において黒人民衆が立ち上がる人種差別撤廃運動の前提となる状況であった。

以上の事実確認をもとに第1章はとくに運動の前史に焦点を当てる。全国有色人地位向上協会 NAACP (National Association for the Advancement of Colored People) が第二次世界大戦以前から精力を傾注した法廷での争いから,街頭での非暴力直接行動という地域民衆が参加する大衆的抗議闘争への転換,すなわち市民権運動の時代は,いつどのようなかたちで始まったのか。第1章では公立学校における人種隔離体制を違憲とする連邦最高裁「ブラウン」判決(1954年)をもたらした法廷闘争自体が,地元民衆を主体とした広範な地域闘争の色彩をも帯びたことを明らかにする。あわせて,大衆的非暴力直接行動の出発点であるアラバマ州モントゴメリー市での人種隔離座席バスに対する抗議ボイコットが,連邦裁判所への提訴を伴っており,最終的にバス座席の隔離廃止をもたらしたのも最高裁判決による廃止実行命令であった事実を確認する。

その後、より自覚的で持続的である、街頭での非暴力直接行動へと運動が転換したのは、60年2月以降、アトランタなど南部各地に「座り込み」闘争が波及していく過程であった。黒人学生が、白人専用とされた公共施設に抗議のため座り込んだ直接抗議行動をきっかけとして、有力な学生運動組織である SNCC (Student Nonviolent Coordinating Committee、学生非暴力調整委員会)が創設された。人種隔離制度の撤廃を目的にキング牧師が1957年に組織した SCLC (Southern Christian Leadership Conference、南部キリスト教指導者会議)とは別に、若い運動家を擁し農村部にまで入り込むSNCCが、地域の運動と手を携えることによって、市民権運動は新しい局面へと入っていった。

第2章は、1950年代後半にみられたいま一つの「下から」の動きを浮き彫りにする、アーカンソー州の州都リトルロックでの「セントラル高校危機」事件をあつかう。1957年夏、裁判所による「人種統合」命令をうけて市教育委員会は、9名の 黒人生徒の白人高校への入学を承認した。事件は、それを不満とする白人住民による暴動へと発展していった。暴動の源と なったセントラル高校周辺白人住民は、50年代半ば、人種隔離撤廃を目指す一連の動きに不満を募らせていた。戦後ようやく一戸建て住宅の所有者となった彼らは、リトルロック市内東部から押し寄せる黒人の転住の動きの中で、北部都市でも問題化する「街区破壊商法」(blockbusting)、つまり不安を煽って白人住民から安価に不動産を買い叩き、黒人住民に高く転売する悪徳不動産商法の横行に危機感を抱いた。裁判所による「人種統合」命令後、市教委がその実施校として選定したのが、中下層白人住民の居住区にあるセントラル高校のみであったことも、彼らの怒りを募らせる原因であった。事件は住民暴動から、暴動鎮圧を目的とする連邦軍出動にまで発展し、セントラル高校はいったん廃校にまでいたった。この事件は、60年代後半まで、市民権運動に対して南部小都市の、とくに中下層白人住民が示した厳しい反発の様を象徴していた。

第3章は、深南部においても人種差別が最も徹底したミシシッピ州デルタ地方の1950年代後半の状況を分析する。「閉鎖社会」とよばれたミシシッピ州において市民権運動始動へと向う変化が起こるのは第二次世界大戦後であった。大戦中、多くの若い黒人男性が「人種」主義を掲げるナチスとの戦いに従軍し、戦後、帰還兵に対する特典を利用して高等教育を受け、新たな地域的指導層を形成していった。ただし「閉鎖社会」の壁はあつく、デルタ地方の住民運動だけでは状況を容易に変えることが出来なかった。彼らの運動が勢いをえるのは1950年代末である。とくにアトランタでの「座り込み」闘争また長距離バスの「自由乗車」運動を機に、SNCCの学生活動家たちが州外からミシシッピに押し寄せるという新しい刺激を受けて、ミシシッピでの運動は有権者登録運動を中心に50年代末農村部に広がった。

以上を受けて第II部(第 $4\cdot 5\cdot 6$ 章)は,市民権運動が1960年代前半,南部諸地域で波状的な動きとなり,連邦レベルでの法的差別の撤廃をもたらす過程を明らかにする。

第Ⅱ部第4章は、オールバニー闘争に焦点を当てる。1961年冬から62年の夏にかけて、キング牧師が最初の大衆的な直接行動の地として選んだジョージア州南西部の小都市オールバニーでは、当時の市黒人人口の19%に匹敵する四千名余の住民が参加するデモ行進が持続的に展開したが、大した成果を挙げられないままにキングと SCLC は撤退を強いられた。従来オールバニー闘争は「挫折」の側面のみが強調される。しかし、子細にみるとき、街頭デモが表面的には収束したあとも、地元住民による地道な運動は続いた。とくに黒人教会を求心力としてこの地に根付いた黒人住民の連帯と歌唱の伝統が、住民の運動を長く持続させる生命力となった点は注目される。運動高揚期、公式発表で1,100名と言われる大量の被逮捕者を出したこの地の市民権運動が、人種差別制度撤廃を南部における喫緊の課題へと浮上させる礎の運動の一つであった事実は、改めて確認されてよい。

第5章が論じるのは、1964年の市民権法を生みだし、市民権運動「指導者」たるキング牧師の地位を不動のものとした、60年代前半、アラバマ州工業都市バーミングハムにおいて展開した激烈な地域闘争の経緯である。1963年春、バーミングハムは激しい街頭デモに揺れたが、実はそれに先だってこの地にも、シャトルズワース牧師(Rev. Fred L. Shuttlesworth)を中心に7年間におよぶ闘いの前史があった。第6章はその前史をふくめて63年バーミングハム運動の詳細を明らかにした上で、争いの最終段階で取り交わされた運動当事者と、市の経済有力者および市当局との「合意文書」に注目する。その年の夏、長きにわたった争いの最後にひとまず変化を承認した、彼ら三者による「合意」への努力は、争点であった人種隔離制度廃止が押し止め難かった事実を明示した。最も重要な点は、バーミングハムの緊迫する情勢を機にケネディ政権が市民権法案の作成を決意し、市民権運動を連邦政治レベルで受け止める明確な意思を固めた点であった。連邦官僚による市民権法案の作成がバーミングハム闘争と並行的に進んだ。ただしその一方で、激烈であった地域の争いは「人種」を軸としてバーミングハム地域社会に深い亀裂を生み、闘争収束後間もない63年9月、4名の黒人少女が爆殺される悲劇的事件を生んだ。同事件の容疑者に最終的な有罪判決が下るのは、実に21世紀になってからであった。

第6章は、ミシシッピ運動が頂点を迎える1964年の「自由の夏」に焦点をあてる。64年、黒人が住民の多数派を占めるデルタ地方では、大統領選挙、連邦議会選挙を目標に有権者登録活動が幅広く展開した。運動に大きな役割を果たしたのが、在地の運動家と共に、北部有名大学に在学する白人学生を中心に「ミシシッピ夏期計画」に参加した千名近くのボランティアであった。活動の拡大と共に、運動家たちは64年夏、民主党全国大会において州の正式代議員としての地位を求めるMFDP(Mississippi Freedom Democratic Party、ミシシッピ自由民主党)を組織した。この地の運動は州民主党の再編という問題をも提起した。しかし、MFDPは大統領選の後半に入ると分裂した。MFDPの圧力を吸収して、人種隔離廃止を打ち出したミシシッピ民主党に対し、より中産階級的である黒人人権団体NAACP派が支持に転じたが、「草の根」派は民

主党主流に対決する姿勢を崩さなかった。彼らは、ジョンソン政権が打ち出した「貧困との戦争」政策の受け皿組織を独自に組織したが、その後、連邦政府の方針転換によって地域組織としての勢いを失った。63年から4年にかけてミシシッピ市民権運動を支えた幅広い運動は、運動の分裂、そして65年以降の連邦政治の新局面とともに全体として民主党に吸収されていった経緯が浮き彫りとなる。

論文の第Ⅲ部(第7・8・9章)が扱うのは、64年の市民権法および翌年の投票権法の成立後、市民権運動が、都市生活での「実質的な」人種平等を求め北部に拡大した軌跡である。64年市民権法および65年投票権法は、市民権運動が当初目標とした人種隔離制度の廃止を約束した。しかし、「法の下での平等」の先には「実質的平等」を獲得する課題がなお残った。第7章は、65年投票権法成立の後、北部に運動拠点を移したキング牧師と SCLC のシカゴにおける活動を論じる。63年から64年にかけて、シカゴで展開した地元運動組織がスローガンとしたのは、差別的なゲットーの現状改善を求める「スラム解消」であった。しかし、66年にはいるとシカゴの運動は、キングらの指導・提言をうけて、白人居住区に黒人が移り住むことを目指す「住宅開放」を新たな目標に据えた。その要求は、白人住区への転住資力をもつ黒人市民の希望に添った点で、スラム改善運動に比しより中産階級的な運動であったといってよい。しかし、CFM(Chicago Freedom Movement、シカゴ自由運動)のもとキングらが組織した、「住宅開放」を求める一連の街頭行進は、エスニック系労働者階級を中心とする白人地区住民から、南部で見まわれた以上の激しい暴力的反発を受けた。運動内部にも見直しの要求が高まった。かくしてシカゴでの経験をへたキングは「人種統合」にこだわるより、ゲットー住民の日々の生活改善を重視する「貧者の行進」を決意するにいたる。シカゴにおけるキングらの活動と経験は、理想である「人種統合」の追求の一方、現実的なゲットー住民の雇用促進の運動という、二つの方向性を遺産として残した。

第8章は、1974年6月、連邦地裁がボストン市教育委員会に命じた「バス通学」(busing)と、それに揺れたボストンの人種関係に焦点を当てる。住区の実質的な「人種」隔離が進んだ北部大都市で、スクールバスによって白人居住区と黒人居住区の児童生徒を相互に輸送することにより、学区内各校の「人種」割合の均質化を図るという方策が、1970年代後半、ボストンで実施された「バス通学」命令であった。しかし、この裁判所の動きは、結局1980年代に入り施策の放棄という、失敗の結末をたどった。白人住民は、黒人児童が通学する学校をしだいに嫌い、家族ごと移動する傾向を示した。住区の棲み分けがそこではたえず繰り返された。「バス通学」促進に最後のとどめを刺したのは、81年、レーガン政権の誕生以後にみられた教育補助金のカットであった。レーガン政権以後の連邦が目指す「小さな政府」は、都市における人種統合運動の拡大はもとより、それを維持することをも困難とした。

第9章は、シカゴ、および第1章から5章においてみた南部各都市・地方の、1970年代以降の人種関係を俯瞰する。シカゴでは住宅をめぐる「人種統合」の理想が、ゲットー住民の郊外自治体への転住を促進する「ゴートルー・プログラム」(the Gautreaux Program)によって追求され、76年から98年までに7100名が計画の恩恵に浴した。運動を担ったのは、LCMOC(Leadership Council for Metropolitan Open Communities、大都市圏地域社会開放指導者会議)であった。都心部ゲットー住民にとって緊急の要望である雇用の促進を進めようとしたのは、ジェシー・ジャクソン(Jesse Jackson)らが組織した PUSH(People United to Save Humanity、人権防衛民衆連合)であった。ただし、その2つの運動と施策が大都市での人種統合あるいは平等に与えた影響は、ごく限られていたと評するほかない。

他方、南部各地においても、法廷闘争を通して公立学校における「人種統合」の理想が引き続き追求されたが、その結果進行した状況は、北部と同じ拡大都市圏レベルでの「人種」の住み分けだった。かつて南部の人種隔離制度の撤廃を促した市民権運動が歴史化していくとき、この地に広がった現実は、今日までを視野にみるとき、非公式の人種差別を温存する住区の棲み分けという、南部の「北部化」と呼んでもよい状況であった。1970年代以降のアメリカ社会は、人種関係という点では、北部と南部の差がない地域的均質化を示していることが確認できる。

そうしたなかでかつての活動家、とくにミシシッピ州の元 SNCC メンバーたちが現在傾注するのは黒人民衆の「自立化」援助の活動である。この「黒人自立化」の地域運動は、従来の「福祉拡充要求」に伏在する福祉依存傾向を超える試みと位置づけられている。アメリカ社会が伝統的に強調してきた「自己責任」という要素を取りいれつつ、他方で税制優遇措置や純粋競争方式の補助金支給など、政府の間接的・直接的支援制度を利用し個人の自助努力を社会的に支援するネットワークを築こうとするこの試みの流れに、1960年代市民権運動が黒人民衆に残した積極的な遺産を見ることができる。

論文審査の結果の要旨

Civil Rights Movement は、わが国において「公民権運動」という訳語が当てられることが多いが、本論文では、アメリカ合衆国において黒人であるがゆえに差別されてきた人びとが、平等な「市民としての諸権利を求めた運動」として「市民権運動」という語を当てている。この訳語は、近年、世界各国史第24巻『アメリカ史』(紀平英作編、山川出版社、1999年刊)などにおいて用いられた訳語に倣うものである。さて1950年代後半から60年代にかけて、アメリカ合衆国南部を中心に高揚したアフリカ系アメリカ人の差別撤廃を求めた市民権運動は、20世紀後半のアメリカ社会に大きな影響を与えた点で現代史叙述の中心的テーマの一つである。しかしながら、これまでの研究は、マーティン・ルーサー・キング・ジュニアに代表される運動の指導者たちに焦点を当て、彼らがいかに組織を率いたのかを主な分析対象としてきた。その傾向はとくに1990年代前半までの研究に顕著であった。

それに対し、本論文は、市民権運動を、各地域において独自に展開した一連の地域闘争の集合体として捉え、個々の地域における争いの経緯を詳細に叙述することを通して、運動全体に統合的な歴史像を提示することを目指している。その試みは、各地域ごとに展開した様々な運動と複雑な事件を社会生活の場にすえて確認しようとする点で、既往の研究に対して空間的な意味での市民権運動の見直しをせまっている。加えて、合衆国の人種差別が地域社会の枠でどのように変化したのかを、市民権運動以後にも視野を広げて把握しようと努める本研究は、市民権運動の高揚期にのみ関心を集中する既往の研究に対して、歴史時間的理解への反省をも企図している。論文は A4 判533頁に及ぶ大著であり、また別冊参考資料として、論者が数年にわたって行った現地聞き取り調査記録(A4 判206頁)が添えられている。地域市民権運動の知られざる事実を数多く掘り起こすと共に、それらを全体としてアメリカ政治社会史の文脈に定位させ、豊かな歴史叙述に仕上げた点で、広く国際的にも市民権運動史に一石を投じる労作といってよい。以下にその具体的成果を述べる。

論文が描出をめざした地域の運動また闘争とは、1956年から1年間にわたって続いたアラバマ州モントゴメリー市での、 黒人住民バス・ボイコット運動から始まる(本論第1章、筆者はここでは歴史用語として黒人という言葉を使う)。第1章 では、また、ジョージア州アトランタにおいて黒人学生らが組織した白人用ランチカウンターでの座り込みの運動が、その 後の市民権運動に重要な影響を与えた画期と論じられる。論者は、アトランタの運動を通して、黒人青年を基盤する新しい 市民権運動組織 SNCC(Student Nonviolent Coordinating Committee)が大きく成長できた経緯を明らかにする。複雑な 市民権運動の軌跡にたしかな転機の存在を明示した知見として、評価に値する。

つづく第2章から6章にかけて、論者は60年代半ばまで、南部の諸都市および農村部に拡大していく地域運動、それを起点に巻き起こった地域闘争の細部を活写する。公立高校の人種隔離教育撤廃運動が白人による暴動事件にまでおよんだ、アーカンソー州の州都リトルロックでの1957年から59年までの運動(第2章)、ミシシッピ州デルタ地方で無名の運動家たちが組織し64年まで続いた、黒人農民に対する有権者登録運動(第3章および第6章)、そしてジョージア州オールバニーで1961年に展開した同市リンカンハイツ地区黒人住民の差別撤廃運動と、それが全市に拡大したオールバニー運動(第4章)、最後に、アラバマ州の中心工業都市バーミングハムにおいて、自治体改革運動とも連動して展開した黒人住民による人種隔離制度撤廃を求める街頭直接行動(第5章)、などである。

いずれもが独自の地域史を構成する5つの都市・地方の運動を掘り起こすことを通して、論者は、1950年代後半から60年代半ば、アメリカ南部において起こった一連の事件が、黒人、白人、双方の住民を巻き込み、膨大な数の運動参加者や関係者が絡んだ壮大な変動の過程であったことを明らかにする。抗議し、挑戦する黒人たちを活写するだけでなく、制度の側にたった白人住民の間にも分裂があり思惑が複雑に交錯した事実が明らかにされている。とくに注目すべきは、南部都市の白人住民のうちに、差別制度に固執する下層中産階級住民の共通した動きを確認する一方、地域の治安安定と経済発展の視野から差別制度の廃止を認める、あえていえば括弧付き「リベラル」といってよい経済的・社会的指導層がオールバニー市でもバーミングハム市においても存在した事実を剔出した点である。彼ら「リベラル」は南部独特の法的差別制度の廃止を支持した一方で、北部都市にも共通する、都市住区にみられた非公式の人種区分には少なからず無関心であった。人種差別制度の廃止が、この間に合衆国南部が経験しつつあった経済的・社会的変化と微妙に連動していた事実がそこに析出されている。

論文のいま一つの成果にふれたい。本論文は単なる地域史の積みあげではない。地域の運動や事件が孕んだダイナミズムを全体構造に結びつける作業を,論者は各地域運動を出来る限り客体化する分析手法により行っている。そこでは,地域の運動と,キングら全国運動家の指導性,そして人種問題の先鋭化を避けたい連邦政府の思惑という三極の動きが相互連関的に論じられ,新たな市民権運動史像の提示に及んでいる。とくに,1963年,J・F・ケネディ政権が市民権法案の作成を余儀なくされる直接の契機となったアラバマ州バーミングハムの運動を論じる第5章は,本論文の核心部分をなす。差別撤廃を目指したバーミングハム在地の運動家また全国指導者キングらと,市の指導者との緊迫した交渉過程が微細に描出される一方で,この事態にあわただしく対応するケネディ政権の動きが,バーミングハムでの事態に重ねあわせて解明されている。司法省内に台頭した法案推進者の特定・確認など新しい知見も多く,市民権法案作成過程についてこれまでの研究水準を確実に引き上げる叙述である。

以上述べたとおり、本論文は重要な成果をあげている。しかし、他方で、地域運動の詳細な描出を意図する余り記述にや や煩瑣な部分がみられ、叙述にもまだまだ工夫の余地がある。しかし、その欠はいま一歩の整理と推敲とによって十分補い うるものと信じる。近々の出版を期待したい。

以上,審査したところにより,本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお,2006年1月20日,調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果,合格と認めた。